

令和 6 年 4 月以降のコロナワクチン接種にかかる救済制度の取扱いについて

令和6年4月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要です

